

公 告

次のとおり「災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定」に係る協定締結を希望する者を募集するので公告する。

令和3年2月9日

国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長
佐藤 保之

記

1. 協定の目的

この協定は日光砂防事務所管内において災害が発生し、又は災害のおそれがある場合に災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定の内容等

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 協定名 | 災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定 |
| (2) 協定区域 | 栃木県日光市における日光砂防事務所管内
別紙-1のとおり |
| (3) 協定の内容 | 別紙-2 協定書のとおり |
| (4) 協定期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (5) 協定締結者数 | 20社程度 |

3. 申請者の資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち定期受付において「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」に申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 栃木県内に建設業法に基づく本店（本社）を有すること。
- (5) 平成17年4月1日以降に、栃木県日光市内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
 - ・工事の分野が「砂防・地すべり」で、工事種別が「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」のいずれかである工事。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事

(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

- (6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、当該工事種別(「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」のいずれか)における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

4. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

申請者は、申請書及び資料の提出により本件に参加し、3.に掲げる申請者の資格要件を満たす者のうち、評価基準により得られた数値(以下「評価点」という。)等を踏まえ、本協定の締結者を決定するものとする。

(2) 評価の方法

「別表-1」における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を9点とする。

5. 申請者の資格確認等

- (1) 本協定の締結を希望する者は、3.に掲げる申請者の資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、日光砂防事務所長から資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに資格がないと認められた者は、本件に参加することができない。

(2) 申請書及び資料

- 1) 「申請書」別記様式-1
- 2) 「資料」別記様式-2~4

(3) (2) 別記様式等の交付期間、場所及び方法

1) 担当部局

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390
国土交通省関東地方整備局 日光砂防事務所 総務課
TEL 0288-54-1191

2) 交付期間、場所及び方法

- 1) にて交付する。交付期間は令和3年2月9日(火)から令和3年3月2日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時00分までとする。記録媒体(CD-R)を1)に持参することにより電子データを交付するものとする。なお、USBメモリーや外付HDDにおいてのデータ配布は行わない。また、日光砂防事務所HPでもダウンロード可能であ

る。(URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>)

なお、記録媒体(CD-R)を1)に郵送もしくは託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)することによっても電子データを交付するので、上記1)にその旨連絡すること。

その場合は、1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、申請者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、令和3年2月9日(火)から令和3年3月2日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時00分までとする。

(4) 申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

1) 提出方法

郵送等(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)または電子メール(着信の確認をすること。)のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウイルス対策を実施した上で送信すること。なお、電子メールで提出する場合は、一度に送信できるファイル容量は3MBまでとし、3MBを超えるファイルは分割し送付すること。

ファイル形式：・PDF

申請書表紙については、押印の必要はない。

2) 受付期間

令和3年2月9日(火)から令和3年3月2日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時00分までとする。

3) 受付場所

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390

国土交通省関東地方整備局 日光砂防事務所 総務課

TEL 0288-54-1191

電子メール ktr-nikkokeiyaku@gxb.mlit.go.jp

(5) 3. (5) に関して別記様式-2に記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分)の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS等での記載内容で3.(5)に関する同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

(6) その他

1) 本公告において示した資格要件がない者、申請書又は資料に虚偽の記載をした者とは、本協定を締結しない。また締結者として決定していた場合には取り消す。

2) 申請書及び資料の作成に関する説明会は開催しない。

3) 3.(5)の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争(指名競

争) 入札参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。

- 4) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 5) 日光砂防事務所長は、提出された申請書及び資料を、本件以外に申請者に無断で使用しない。
- 6) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 7) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 8) 申請書及び資料に関する質問がある場合においては、次によるものとする。

① 提出方法

持参又は電子メールによるものとする。

なお、電子メールにて提出する場合は、下記メールアドレスへメールすること。(着信の確認をすること。)

電子メールアドレス ktr-nikkokeiyaku@gxb.mlit.go.jp

② 受付期間

令和3年2月9日(火)から令和3年2月16日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時00分までとする。

③ 受付場所

上記5.(4)3)に同じ。

④ 回答方法

事務所HPに回答を掲載する。

(URL:<http://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>)

6. 締結通知

「災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定」の締結に関する通知は、令和3年3月11日(木)を目途に郵送にて協定締結者として決定した者に行う。

災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定書

国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）

とは、災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、日光砂防事務所管内において、災害が発生し、又は災害のおそれがある場合に、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲）

第 2 条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施範囲（以下、「実施範囲」という。）は、日光砂防事務所管内（別紙）とする。

（業務等の実施体制）

第 3 条 甲は、実施範囲内において災害が発生、必要と認めるときには、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者及び連絡場所を定め直ちに甲に報告するとともに、甲の指示による当該被災状況の把握、報告及び甲の要請に基づく業務を実施するものとする。

3. 乙は協定締結後速やかに、この協定に関する連絡窓口担当者及び緊急時の出動要請連絡先を定め、その名簿を甲に提出するものとする。また、乙は、提出した内容に変更が生じた場合、遅滞なく甲に提出するものとする。

（業務等の指示）

第 4 条 業務の指示は、甲が行うものとし、出張所長及び建設監督官等（以下、「出張所長等」という。）は監督を行う。乙の現場責任者は、業務の実施方法等について甲の出張所長等へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了）

第 5 条 乙又は現場責任者は、業務が完了したときには書面又は電話等の方法により、直に出張所長等へその旨を報告するものとする。

（業務等の実施報告）

第 6 条 乙は、業務等が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに出張所長等に報告するものとする。

甲は、必要と認めるときには、業務実施中においても使用した建設資機材等の内訳等について報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

第 7 条 甲は、乙に出動等を要請したときは、遅滞なく工事請負契約等（随意契約方式）を締結するものとする。

(建設資機材等の報告)

第 8 条 乙は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面により乙に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 9 条 甲及び乙は、それぞれから本業務に関する要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

第 10 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(業務の費用に係る精算)

第 11 条 業務の費用に係る精算について、甲乙協議により、第 7 条に基づく契約の請負代金額を変更する必要があるとした場合には、同条により取り交わした契約書に基づき契約変更を行うものとする。

(業務の費用に係る支払い)

第 12 条 業務の費用に係る支払いについては、第 7 条により取り交わした契約書によるものとする。

(損害の負担)

第 13 条 業務の実施中、甲と乙のいずれの責めにも帰することができない原因により、第三者に損害が及んだとき、又は建設資機材等に損害が生じた時は、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に書面により報告し、その措置については甲乙協議して定めるものとする。

(訓練・研修等への参加)

第 14 条 乙は、災害協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について、甲から協力要請があった場合、積極的に参加されたい。なお、この場合にかかる費用については乙の負担とする。

(有効期限)

第 15 条 この協定の有効期限は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生した時には、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協定の効力)

第17条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

2. 取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請があった場合、甲は、書面による通告をもって協定の解除を行うことができるものとする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書を二通作成し、甲、乙が記名捺印の上、各自一通を保有する。

令和3年〇月〇〇日

甲 栃木県日光市萩垣面2390
国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長 佐藤 保之 印

乙 _____
_____ 印

「災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定」に係る
評価基準

評価項目		評価基準及び評価点			
① 同種工事の施工実績（別記様式－2）	栃木県日光市内において平成17年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の分野が「砂防・地すべり」で、工事種別が「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」のいずれかである工事の施工実績。	当事務所の実績：2点	地方自治体の実績：1点	その他：0点	—
② 工事成績	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の本協定の工事種別（「一般土木工事」又は、「法面処理工事」又は、「維持修繕工事」のいずれか）における評価対象期間（平成29年4月1日から令和2年3月31日まで）に完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点。	80点以上：4点	75点以上80点未満：2点	70点以上75点未満：1点	70点未満（含実績無し）：0点
③ 地域精通度（別記様式－3）	日光市内における、本店（本社）所在の有無。	日光市内に本店（本社）がある。：2点	日光市内に本店（本社）がない。：0点	—	—
④ 災害時の基礎的事業継続力の認定状況（別記様式－4）	令和3年3月2日（申請書提出期限）における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定の有無。	認定あり：1点	認定無し：0点	—	—

協定参加申請書

令和3年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
日光砂防事務所長
佐藤 保之 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
栃木県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇

令和3年2月9日付で公告のありました「災害時における日光砂防事務所管内の災害応急対策工事に関する協定」について締結したく申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績について記載した書面(別記様式-2)
- 2 地域精通度について記載した書面(別記様式-3)
- 3 災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定状況について記載した書面(別記様式-4)

問い合わせ先

(ふりがな)
担 当 者 : 〇〇 〇〇
部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課
電 話 番 号 : (代)〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇【(内)〇〇〇】
ファックス番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-MAIL : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。
(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)

同種工事の施工実績

会社名:〇〇〇〇建設株

同種工事の施工実績		平成17年4月1日以降に栃木県日光市内で元請けとして完成・引渡し が完了した下記の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 ・工事の分野が「砂防・地すべり」で、工事種別が「一般土木工事」又は「法 面処理工事」又は「維持修繕工事」のいずれかである工事。
工 事 名 称 等	工 事 名 称	〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発 注 機 関 名	国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所
	施 工 場 所	栃木県日光市〇〇町〇〇 ~ 栃木県日光市〇〇町〇〇
	契 約 金 額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	工 期	平成〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇年〇〇月〇〇日
	受 注 形 態 等	単体/〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)
工 事 概 要	構 造 物 形 式 規 模 ・ 寸 法 等	(ア) 流路 (イ) 床固め工(〇〇床固) 1式 (ウ) 副床固め工 1式 (エ) 水叩工 1式(〇種コンクリート〇〇m3) (オ) 護岸復旧工 1式(〇〇石張工〇〇m2) (カ) 根固め・水制工 1式(〇〇m3) (キ) 舗装工 〇〇m2
	架 設 方 法	・架設工法 〇〇〇〇〇工法 ・主要機械 〇〇〇〇クレーン(〇〇〇t)
	設 計 条 件	・施工方法その他技術的な特記事項等記載する。 ・安全対策、環境対策等について記載する。

注)同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注)同種工事の施工実績について、大臣官房官庁営繕部(旧建設省を含む。)又は地方整備局(旧建設省地方建設局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注)提出する実績は、1件とする。

注)記入欄の明示は、記入例である。

[PO/〇]

地域精通度

会社名: ○○○○建設㈱

該当する本店(本社)の名称と住所

本店(本社)
名称:
住所:

災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定状況の有無

会社名:〇〇〇〇建設㈱

地域貢献度（災害時の基礎的事業継続力） 災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定	あり なし (どちらか一方を記入すること)
認定年月日	平成〇年〇月〇日

- 注) 提出する案件は提出書類の提出期限日に有効な認定で、関東地方整備局長の認定とする。
注) 災害時の基礎的事業継続力認定されていることを証明する認定書の写しを必ず添付すること。